ASSOCIATION OF INTERNATIONAL BUSINESS ADVISERS（愛称：AIBA）

AIBAだより

第58号　2010年10月発行

一般社団法人 貿易アドバイザー協会
http://www.trade-advisers.com/
発 行 人：網谷　昭寛　Tel: 03−3255−2477
編 集 人：釜堀　孝雄　Tel: 04−7122−5956
編 集 者：川村　慎吾　Tel: 045−824−7262

脚光浴びる AIBA認定貿易アドバイザー制度

編集部

第一法規（株）発行「会社法務A２Z」2010年9月号にAIBA網谷理事長のインタービュー記事が掲載されましたので、ご紹介します。（以下記事内容）

＊＊＊　＊＊＊　＊＊＊

一般社団法人貿易アドバイザー協会（AIBA）がジェトロ認定貿易アドバイザー試験を引継ぎ、「AIBA認定貿易アドバイザー試験」として再スタートして今年で三年目。今回、AIBA理事長の網谷昭寛氏に同試験などについてインタービューした。

―まず、AIBAおよび貿易アドバイザー試験の沿革についてお聞かせください。

（網谷）ジェトロ時代を含めた16年間の試験合格者約600名のうち約半数はすでに活動を中止しております。

現在のAIBA会員数は約300名ですので「貿易アドバイザー」のほぼ全員がAIBA所属と言えます。

―AIBA会員の方々は、どのような業種が多いのでしょうか。

（網谷）およそ貿易に関連する業種はほとんどすべて網羅しています。独立した貿易コンサルタントをはじめ、商社・金融機関・メーカー・物流通関・貿易促進機関・大学教授・外国公館等々のOB／OGならびに現役勤務者の方々ですね。

全員自由に発言できるAIBA-NET（メーリングリスト）で忌憚のない意見が交換され、毎月開催される無料研修会とともに会員の自己研鑽の場となっています。

―AIBAで主催された過去2年間の認定試験の状況は。

（網谷）当初、内心では心配していましたが、受験者の方々やAIBA会員、後援団体の皆様はじめ、多くの方々のご支援・ご協力を得ましてジェトロ試験当時の試験レベルを落とすことなく比較的良い結果を得ることができました（図表2）。2010年度は、第一次試験を11月21日に全国6カ所で行います（詳細はWeb）が、受験申込者数110名を目指して全会員を挙げて取り組んでいます。

図表2　AIBA認定貿易アドバイザー試験の受験申込者数と合格者数

年度	受験申込者数	二次試験合格者数
2008年度	52名	11名
2009年度	82名	17名
合計	134名	28名

＊28名の合格者のうち27名がAIBAへ自主的に入会

―AIBAの活動領域を教えてください。

（網谷）非常に多岐にわたっており、今後も拡大して行きたいと思っています。現状での主たる活動分野としては、①ジェトロ案件、②中小企業輸出促進支援プロジェクト、③地方貿易相談会協力、④セミナー講師推薦、等があります。①では、「貿易投資相談Q&A」更新業務、大企業向け「貿易実務研修講座」講師派遣、「輸出有望案件発掘支援業務」等、②では、中小企業庁・日本商工会議所主催の「海外人材育成プロジェクト」へのセミナー講師・貿易相談員の派遣協力、③では、各地のジェトロ貿易情報センター、自治体、中小企業振興機関等で主催される定例貿易相談会や巡回貿易相談会における貿易相談員としてAIBA会員が多数採用されています。また④では、各地の講演会主催団体へ貿易実務・国際マーケティングを中心としたセミナー講師としてテーマに応じたAIBA会員を推薦しています。

2010年度の第一次試験11月21日に開催

―受験資格に原則3年以上の貿易実務経験が求められている理由は。

（網谷）個々の中小企業のあるべき方向について助言することが資格保有者の本来の業務として求められています。したがって、実務経験がなくてこの任務を達成

Contents（目次）

P1…　脚光浴びるAIBA認定貿易アドバイザー制度　編集部
P2…　地域振興と貿易アドバイザー　永野靖夫
P3…　「中小企業憲章」・政策的具体化を見守ろう　安東寿夫
貿易アドバイザー試験に合格して何が良かったか　芳賀　淳
P4…　AIBA-NETの威力-インコタームズ速報　石川雅啓
P5…　雑文―無題　片本善清
P6…　インコタームズ・セミナー受講報告　井上隆彦
P7…　支部活動（首都圏地区、東海支部、関西支部）
P8…　AIBANET論壇、アドバイザーの活動〈講演・講師〉〈相談アドバイス〉〈執筆〉〈その他の活動〉
P12…　著書紹介、理事会議事録（抄録）

することは難しいでしょう。このため、ジェトロがこの試験を発足させた当初から受験資格としてこの条件が明記されています。いわば、公認会計士になるには、最終試験の前に一定期間公認会計士事務所での実務経験が求められるのと同様です。

―今、この試験が注目されるのはなぜでしょうか。

（網谷）日本の国内市場は現在、量的・質的なターニングポイントにあります。少子高齢化による労働人口の減少、円高傾向と海外生産の増大による安価な輸入品の大量流入、その一方、高級ブランド品へのあこがれという市場の二極分化が進んでいます。生産者は、自社製品の技術力や得意先の維持への不安、自ら海外進出することへの不安といった「不安が一杯」の状態に直面しています。

国内需要の減退を海外市場への輸出でカバーすればよいと簡単に考える向きもありますが、そうではありません。海外市場は国内市場と似て非なるものですから、思わぬ事故やトラブルに巻き込まれることがしばしばあります。

その中でそれぞれの企業の強みを活かして、どうすれば新しい市場構造にマッチできるかを助言できるのがAIBAの貿易アドバイザーです。その第一歩がこの試験ですから注目されるのです。

目的は中小企業バックアップ
常に会員は学び続けます！

―他の資格試験制度と異なるのはどんな点でしょう。

（網谷）この試験に合格し合格証を手にしても、この段階で直ちに貿易アドバイザーの本来の目的を達成するには困難を伴います。同アドバイザーは中小企業相談者が直面する問題の解決に向けて適切な助言や指導ができてこそ本来の目的を達成できるのです。

合格者は、これまでの知識経験の範囲内においての実力を認められただけで、未経験の分野や近年世界の潮流となりつつある新しい問題に関する解決能力については十分とは言えません。近年の国際経済・国際ビジネスは急激な自由化の進展や多数複雑な二国間協定の成立もあって、1・2年前の知識でも通用しなくなることは珍しくありません。

AIBAは、入会したアドバイザーに、無料または非常に安価な費用で自己研鑽ができる仕組みを内部に保有しています。

各分野で優れた知識・経験を持つ会員が講師を務める毎月の内部研修会、自由に意見交換し自分に足りない知識を補充できるネットワーク組織、日々最新の国際政治経済知識をキャッチできるジェトロ通商弘報の電子情報網等が利用できます。

試験主催者としてのAIBAは、毎年の国内・国際情勢に則した適切な試験問題を提供して有能な人材を確保し、合格後さらに「学び続ける仕組み」を提供しています。

―最後にAIBAの今後の展望についてお聞かせください。

（網谷）AIBA認定貿易アドバイザー制度はジェトロ認定時代から中小企業支援策の一環と位置づけられ、今後も変わりません。

円高が定着すると、大企業は海外生産に切替えてそれなりの効果を上げますが、中小企業が同じことをやっても同様の効果を期待できるとは限りません。中国に進出しながら上手くいかず引き揚げてきた中小企業の例も数多くあります。

「皆が行くからウチも」ではなく、その企業に最もフィットした方法を一緒になって相談に乗ることができる貿易アドバイザーでありたい。そのためにはわれわれ自身が常に最新の知識と情報を身につけておくべき、というのが当協会の理念です。

＊なお、本誌（定価￥1,260）バックナンバー購入ご希望の場合は、AIBA事務局にお申し出あれば第一法規社へ取り次ぎます。

地域振興と貿易アドバイザー

永野　靖夫（東京　＃068）

地域の疲弊が言われ出して、久しいですが、状況は変っていません。私自身、仕事の関係で、地方都市の駅前通りをよく歩きますが、疎らに店は開いているものの、通行人が殆ど見当たりません。正直な話、背筋にうすら寒いものを感じます。

一方、全国の貿易額に目を転じますと、全国ベースの輸出入総額は平成20年度の160兆円から、平成21年度の105兆円へと、ジェットコースター顔負けの急降下を見せています。この状況から立ち直るには、どのくらいの時間が掛かるのか暗澹たる気持ちになります。

さて、現在私は貿易相談員を3箇所程、やらせて戴いています。又、地方での講演の前後に相談会を開くこともあります。相談に来られる皆さんは異口同音に国内市場の疲弊を訴え、貿易に活路を見出そうと必死です。幸いなことに、その中には、キラリと光る案件がいくつもあり、その度にうまくいって欲しいなと思いながら、アドバイスさせてもらっています。

地域振興のためには、私は貿易振興が最も有効な手段の一つだと確信しますし、この点は衆目の一致するところでしょう。しかし、そうは言っても、一筋縄ではいきません。例え、インフラを整備し、各種の施策を準備したとしても、その利用に長け、施策を理解し、中小企業の皆様に適切にアドバイスできる人間がいなければ、その機能や効果を発揮できないと思います。

更に、我が国は四囲を海に囲まれ、地理的にも、又、商慣習の面でも、諸外国とは異なった環境にあります。即ち、国内商売の延長線上で貿易を捉えると、思いも

寄らぬ陥穽に陥る可能性が出てきましょう。これらの点をはじめとして、貿易に対する取組み方を適切にアドバイスできる人間が必要ですし、ここに我々貿易アドバイザーの存在価値があると信じております。

翻って、3年前にジェトロからAIBAが認定貿易アドバイザー試験を引き継いだ時、私自身活動の場を失いたくないとの一心で、試験実施のお手伝いをすることにしました。この気持ちは、私だけではなくAIBA会員に共通のものであり、その結果、今年で3回目の試験を迎えることができたと思っています。

一方、本試験の発足時に、ジェトロは各県に少なくとも1名の貿易アドバイザーの輩出を目標に、試験を実施してきた経緯があります。AIBAがこの精神を受け継ぐ以上、この目標を出来るだけ早く達成したいものだと私自身考えております。

しかし、この目標の達成はそう簡単なものではありませんし、これから何年も掛るでしょう。ジェトロをはじめ関係諸団体の皆様のご協力を切に希望して、筆を置きたいと思います。

「中小企業憲章」政策的具体化を見守ろう

安東　寿夫（神奈川　＃382）

さる6月18日「中小企業憲章」が閣議決定されたが、そんな憲章のことなんか知らない、という中小企業者や関係コンサルタントの方々も多いようだ。中小企業庁がここ数年来、中小企業家同友会全国協議会などからの強い憲章制定の要望を容れ、学識者による内容検討の研究会合なども重ねて練り上げてきた「憲章」であるだけに、なぜ政府はもっとこれをPRし、話題にして政策上で具体化しないのか、不思議だ。

実は政府は，同じ日の6月18日、むこう10年間の平均で名目3％の経済成長を目指すという「新成長 戦略」を閣議決定し、翌19日の各紙は、ほぼ1ページを割いて、この「新成長戦略」の詳細を大々的に報じた。参院選を控えた民主党政権のプロパガンダとして、政府もこちらのPRだけに力を入れたのかもしれない。

ともかく「中小企業憲章」の閣議決定の報道は、各紙でほとんど見られなかったし、その後現在でも話題にもなっていない。この8月頃、中小企業庁の総務課に電話で、今後はどのように憲章を具体化するのか、と訊ねたら、「中小企業政策を各省がタテ割でなく、横の連携を取りながら進めようと、決定で各省大臣が合意したのだから、意味合いは大きい。PR活動としては小冊子を作成し、商工会議所などで配布して貰っているし、中小企業庁HPでも広く見られるようになっている」との説明で、閣議決定で一仕事は終わった、というニュアンスだった。

そこで、憲章の作成を政府に働きかけてきた中小企業家同友会全国協議会に電話で今後の取り組みを訊ねたら「閣議決定だけでは弱いので、中小企業基本法などに憲章の内容を盛り込んでもらうよう、法制化に向かって更に運動を続ける」と言う話であった。

本憲章は、中小企業は日本経済を牽引する力で有り、社会の主役であると位置付け、現在わが国が直面している、世界的不況、環境・エネルギー制約、少子高齢化などによる各種の停滞を乗り切るためには、中小企業がその力と才能を発揮して、疲弊した地方経済を活気づけ、同時にアジアなどの新興国の成長をも取り込み、日本の新しい未来を切り開く活動が不可欠、として、従来にも増して中小企業の役割を重要視している。

そんなことはいつもの政府の空念仏さ、と言ってしまえばそれまでだが、今度の「憲章」はかなり具体的なのだ。内容はここで説明するスペースは無いので、この憲章の存在に気付かなかった方々には、中小企業庁のHP等で一覧することをお勧めしたい。

中小企業の未来を決しかねない重要政策を種々盛ったこの「憲章」を、政府や行政官庁が、実際、どう具体的に施策化するか、中小企業者やその関係者は、鋭い選挙民の目で行方を見守っていく必要があると思う。

AIBA認定貿易アドバイザー試験に合格して何が良かったか

芳賀　淳（兵庫　＃562）

2007年度に受験し（当時はジェトロ認定試験）、何とか合格することができました。その後ほぼ3年が経過しますが、この資格をビジネスでどのように活かしているか、AIBAメンバーの諸先輩方はどうされているか、を簡単に紹介したく思います。今年のAIBA認定貿易アドバイザー試験を受験される方々のご参考になれば幸いです。

筆者の前提条件

・今は勤め人ではなく（40代にして中途退職）、個人事

業主です
・電機・精密メーカーの海外部門の業務歴があります
・海外駐在歴があります（東南アジア7年）
・保有資格はジェトロ認定貿易アドバイザー試験合格者、通訳案内士（英語）、他

この資格だけでは食べて行けません（辞表を出すのは早い）

・自動的に仕事が舞い込んでくる資格などこの世の中に存在しません。資格取得後の営業活動と自己研鑽が不可欠です
・貿易・海外関係の資格も取得すると、世間への説得力・信用力が増大するようです。通関士、CISTECの安全保障輸出管理実務能力認定試験（STC Expert／STC Legal Expert）、行政書士といった資格を保有しているAIBAメンバーも多数おられます。各種アドバイスで企業さんの経営的な相談にも応じることがあるので、中小企業診断士や公認会計士・税理士の資格も非常に有効と思います。専門を複数持つことで、仕事に厚みと深みを加えるということでしょうか
・機会を捉えて経験を積むことが重要です

時代の流れは追い風

・少子高齢化や市場縮小が問題視（？）される日本国内から、中国・アジアを中心にした海外に目を向ける企業さんが急増しています。その中で自身の強みをどこに置くかがポイントです（国や地域、事業分野＝機械・食品等、業務分野＝営業・購買・経理等）
・中小企業さんには大企業のように潤沢な財源がある訳ではありません。海外展示会に参加するのも、海外出張するのも、費用対効果を非常に重要視します。そのような企業さんに指名（発注）して頂ける工夫が必要です
・どのような規模の企業さんも、営業・購買・経理・人事・総務という機能はお持ちです。しかしリスク管理に相当する機能、中でも（国際）法務・安全保障貿易管理という業務に力を入れている企業さんは非常に稀です
・就職や再就職を巡る環境は益々厳しさを増しています。その中で自己啓発のために貿易や国際取引関係の資格を取得しようという方々が増えています。そのような教育・訓練機関で講師を務める機会もあります。AIBAメンバーにはそのような講師経験を持たれる方が多数おられます

AIBAネットワークの活用

・AIBAメンバーになり、300余名の諸先輩方の豊富な知識と経験に驚愕し、圧倒される日々です。不明点や疑問点をAIBAネットワーク（メーリングリストがあります）に投げかけることで、あっという間に解決することがしばしばあります
・AIBAが契約者となって受注する業務をAIBAメンバーで分担することがあります（もちろん有償です）。AIBAという高度専門知識集団の信用力と営業力を利用して、自身の営業力を補完することも可能です
・全国各地にAIBA支部があり、それぞれ独自に勉強会を開催しています。スケジュールが合えば他地域の勉強会に参加することも可能です

AIBA-NETの威力
インコタームズ2010速報

石川　雅啓（東京　#602）

インコタームズが10年ぶりに改訂されるらしいということは、既にジェトロ・ウェブサイトの貿易投資相談Q&Aの中でも触れられていました（Q．初めて貿易を行うのですが、インコタームズとは何ですか？2009年12月記事番号：C-070304参照）。しかし同記事では、改訂版の名称がインコタームズ2011となっており、その後、国際商業会議所（ICC）でもこの名称については何度か試行錯誤があったようです（20・・をなくするなど）。2010年2月にジェトロから出版された拙著『実践貿易実務第10版』でも同記事を情報源としてインコタームズ2011が発行されるらしいことを本文で述べています（同書p111参照）。

我々会員間のメーリングリストであるAIBANETで最初にインコタームズ2010について速報がなされたのは、2010年2月26日付けAIBANETのK会員からの投稿でした。ここでは、同会員がフランス語のウェブサイトを

苦心して読解され、現行の13の取引条件のうちDAF,DES,DEQ,DDU がDAP 条件に変わる（統合？）されるらしいことを伝えておられます。しかしこのときはそれ以上の情報はなく、その翌日の2月27日付けAIBANETでもS会員からDAPは新規に制定されたのか？　3文字の省略語の正式名称は？などの質問が投げかけられています。それから2ケ月以上経った4月30日、AIBANETにてようやくK会員より回答がありましたが、この時点でもDAPとは、Delivered At Point - thereafter naming the point of delivery ともDelivered At Place（place at the disposal of the buyer on…）ともあるという曖昧な回答でした。

しかしながらこのような議論は、この時点では、筆者の知っているところでは、このAIBANETでしかなされておらず、ジェトロではまだこのことについて情報を持っている者は一人もいませんでした。

その後、7月12日についにK会員より、ICCパリ本部のサイトで確認したという具体的な情報が示されました。現行の13条件からDAF、DES、DEQ、DDUが削除され新たにDATとDAPが追加されて合計11条件になるという事実、そしてこのDAT、DAPがそれぞれ、Delivered At TerminalとDelivered At Placeの略語であるという点が明らかにされました。

ジェトロで勤務する筆者は、自分でもICCのサイトに当たり自身情報を加工し、ジェトロの貿易投資相談課の関係者内で情報共有を行いました。いずれお客様からの問い合わせが急増すると予想されるからです。

そして、9月16日AIBANETにてT会員より、同日付でICCよりプレスリリースがあった旨の情報提供がありました。筆者はこれについても大変有益と考えたため、急ぎ同プレスリリース（英語）を和訳し、再び職場の関係者内で情報共有しました。

以上のことは、どれもAIBANETなくしては得られなかった情報です。貿易や海外ビジネスについて最新で詳細な情報が同Net内では飛び交っており、同Netの威力、ひいてはAIBAという団体そのものの威力が十分アピールできる一例だと考えます。今後AIBA認定貿易アドバイザーを目指される受験者の方々には、是非とも同資格の取得のみならず、こうした合格後AIBAに入会することで得られる自己開発の機会やこのAIBANETでの最新情報の交換、侃々諤々の議論の機会というメリットを十分に知っていただきたいと思います。

雑文―無題

片本　善清（奈良　＃422）

今春より友人の会社で、顧問として週に二日だけ出勤しています。週二日とは言え、なんと十数年ぶりの電車通勤で、早朝7時に家を出て、午後7時に帰宅という時間に縛られた勤務ですが、そろそろ6ケ月になり慣れてきました。浦島ばりの特記事項を下記します。①出勤電車での風景の変化として、女性たちの多くがハンガーバッグ（幅広かつ深さもある大きなショルダー）を肩に引っ掛けていて、満員電車の車両では大いに邪魔になる代物と化している。②男子高校生のズレ落ちたズボン。お尻が出そうな、ひざ下ぷかぷかの、どこから見ても（カッコよい）とは思えませんが。③男女不問でほとんどの人が、携帯と遊んでいる。ゲームかメールいじりでしょう。なんで多くの人が一斉にこうなるの？ ④若い女性のバスや電車での化粧直し。時間無く家を飛び出しこの始末になるのかな。こんなところが十年前と変わったところです。

今ひとつは、現在週二回顔を出す会社は、従業員50名の中小企業ですが、今期は例外的に業績が良いようで、今期は人員増からスタートして今尚求人活動中です。また秋には慰安旅行を行うぐらい好調です。特に海外取引が増え出した時期で、小生の出番となったものです。海外業務用の人材を求め、人材銀行へ足を運んで登録者を選び、面接試験に立ち会います。しかし、当節「求職者が多数なれど、わが求む対象者が見つからず」の状態がここ数ケ月続いています。

また、ごく最近の話題を一つ紹介しますと、先週マカオの隣の珠海市に二泊三日で出張しました。往きのHK空港より即（内地フェリー乗り場）経由のトランジットで、九洲港フェリーで降りて、訪問先の工場へとタクシーに乗り行き先を告げた後、運転手より突然に『船長を帰してくれ』と言われて、一瞬ビックリしましたが、尖閣列島の漁船船長のことと理解し、『あなたら

の北京の中央政府が間違っているよ。あなたも誤解している。』と言ってやりました。その後は、運転手もあまり発言しませんでした。本件は、帰国後さらに、中央政府が発言に乗り出して、すこし難しくなってきています。日本側の整然とした且つ腹を据えた対応が特に望まれると億分の一個人として思うしだいです。

インコタームズ・セミナー受講報告

井上　隆彦（東京　#012）

去る10月6日開催、本邦初演のICCインコタームズ2010・セミナーを受講しましたので、概要を報告します。

講師は、元日本大学教授の新堀聰商学博士ですが、先生の翻訳による英和対訳本が出版されていますので、詳細は対訳本を参照いただきたく、本レポートは、ICC本部と直接に接触された先生の解説を中心に、改訂の背景等を纏めました。

1. 改訂の背景

新堀博士は2000年版の改訂にも参加されており、2000年版は非常によく出来ているので、改訂は、まだ先のことと予想のところ、EU各国（ドイツ等）の意見を背景に、急遽、改訂が行われることになり、うわさでは、“INCOTERMS2011”と言われていたが、“2010”と決まったことに対しても従来の10年毎の改訂ということを踏まえた事情があるとのことです。すなわち、EU等ではもはや国境の概念は有名無実であり、EU内では、半ば国内取引のように行われていることや、米国では統一商法典（UCC）が各州法に採用されているが、FOBやCIFの規定が2003年に削除され、国内法がなくなりインコタームズを拠り所とし米国内でもインコタームズの利用が広まっていることがあり、インコタームズをより広める“take chance”として改訂に踏み切ったとのことです。したがって、今回の改訂版は、米国内でも使いやすいようになっているとのこと。

なお、ICC本部では、今回から“INCOTERMS”の商標登録を各国で行っているので、正式には、INCOTERMS（r）2010と言い、ICC本部がINCOTERMSに対する著作権を強く意識している現われであり、無断転載等は許されないので要注意とのこと。なお、対訳版では（r）の訳出を省略している。

2. 主な変更点

1）副題の変更

INCOTERMS2000の副題は、“ICC official rules for interpretation of trade terms”で、貿易取引条件（trade terms）の「解釈（interpretation）」であったが、INCOTERMS（r）2010では、“ICC rules for the use of domestic and international trade terms”と決められ、解釈ではなく“rules（規則）”となったこと、および“domestic trade（国内取引）”も含むようになったこと、があり、新堀博士は、“rules（規則）”の訳に違和感を覚えたと言っておられる。

2）13条件から、11条件に減少

「持込渡し」の5条件（DAF、DES、DEQ、DDU、DDP）が、3条件（DAT、DAP、DDP）へ、整理・集約された結果、11条件になったが、某商社からの質問で「国際クーリエを利用しているところ、DDUが削除されたが、商社では様々な取引があり、DDUを削除したのは問題」とあり「DAPをmodifyする対応」が提案されたが「そもそも今回の改訂案起草者は学者ばかりで実務家が参加しておらず、ヨーロッパの実態を反映させて無理矢理に集約してしまったのかも知れないので、機会を見て、ICC本部へ意見具申してみたい」とのことであった。

また、11条件は、運送モードにより陸、海、空の総てに適用可能なもの7条件（EXW、FCA、CPT、CIP、DAT、DAP、DDP）と、海上のみに適用の4条件（FAS、FOB、CFR、CIF）に分類されるが、コンテナ貨物（コンテナ船）にFAS、FOB、CFR、CIFを使用するのは間違いで、この場合は、コンテナー条件の、それぞれFCA、CPT、CIPを使用すべきであることを各規則の助言メモ（Guidance Note）で強調しているのは、あまりにも誤使用が多いため、ICCも堪りかねて主張しているとのことです。

なお、わが国でも、この誤使用の問題は阪神淡路大震災時に顕在化したので、今後徐々に普及するだろう、との予想であるが、中々普及しないのは、通関統計では、コンテナー条件を採用していないことも背景にあるのでは、と新堀博士自身で東京税関に出向いて、聞いたところ、東京税関ではコンテナー条件で問題なしだが、他の税関の取り扱いは不明とのこと。

3）“Ship's Rail”への言及を削除

シカゴ等の商品取引所では、穀物や鉱石、原油等のBulkyな貨物の取引に、“Ship's Rail”通過を危険移転時点と捉えていて、2000年版では“Ship's Rail”の言及は残されたところ、今回の改訂では、反対意見を押し切り、削除しているが、各国内委員会には事前の打ち合わせなく、かなり唐突であり、驚かされたとのこと。旧規定に慣れてきた世代には大きなショックであり、淋しい気がする、と感想を述べておられた。しかし、「積み込まれた」状態と言うのも具体的な表現ではなく、「ピンポイントの瞬間」では危険移転の時期を表現できないのではないか、例えば、「運送人渡し」でもヤードでの受け渡しが常識的だが、INCOTERMS2010では、まだ曖昧である。要は、各施設場所の慣習による、とのこと。

4）“String Sales”の導入

“Ship's Rail”への言及を削除したことで商品取引所の「商品（Commodity）取引」に配慮したのか、“String Sales”の規定を導入されたことは、いわゆる「洋上転売」のケースを想定しているのだが、これも突然取り入れられたとのこと。なお、“Chainのように”との表現も見られる、とのこと。なお、わが国では、洋上転売のケースはあまり見かけないところ、ガソリン高騰時に、ガソリン製品で洋上転売が見られたようで、これも、船会社にB/Lが最終的に戻るので複数の裏書があることから判明したとのこと。

5）“THC（Terminal Handling Charge）”への言及

そもそもインコタームズは、売買契約を対象としており、THC等のサーチャージは、運送契約の範疇であり、今回、インコタームズで言及があったとは言え、本文には規定がないので歯切れが悪いし、A6／B6の記述は難解である。結局は運送契約に盛り込み解決せよ、との趣旨であり、前回2000年版と不変ということができる。各方面からの要請によりインコタームズで言及しているが、きわめて不明確と言える、とのこと。（【筆者注】2000年版注釈本では和文のp.17に「例えば、THCの50％は売主によって支払われるべきこと」または、「“THCは売主の勘定”との条項を挿入することにより」処理できる、とある）

3. その他

今回のセミナーでは、INCOTERMSとCISG（ウィーン売買条約）との対比について、詳細な解説があったが、それについては、機会があれば、別途レポートしたい。

なお、筆者は、1990年版、2000年版、2010年版とインコタームズに向き合ってきたが、その都度、新堀先生の講演を聴いているほか、また、第一回ジェトロ認定貿易アドバイザー試験の面接や、種々の講演会でも顔なじみであり、今回もAIBA会員が複数参加したことから、AIBAは一大勢力だ、と感心しておられた。ただ、「プロを相手の講演は、大変だ」との感想を述べられていたことを付記します。

支部活動

首都圏地区

7月10日（土）
首都圏勉強会
テーマ：「SCMを支える物流現場の仕組み」
講　師：宮本一隆氏
　　トーヨーカネツソリューションズ
場　所：都立産業貿易センター台東館
参加者：35名

9月11日（土）
首都圏勉強会
テーマ：「海外向けプラントビジネス（発電設備）
　　における標準約款（ソフト・ロー）の利用について」
　　（標準約款：FIDIC 1999を中心として）
講　師：鈴木忠幸会員（埼玉　＃509）
場　所：都立産業貿易センター台東館
参加者：35名

10月2日（土）
首都圏勉強会
テーマ：「海外に活路を求める日本企業、
　　日本の経営ノウハウを欲しがる中国企業」
講　師：岡　俊子氏
　　アビームM&Aコンサルティング
場　所：港区立商工会館
参加者：53名

東海支部

8月28日（土）
例会
場所：名古屋港湾会館会議室
講演：
テーマ：「やさしい関税評価入門」
講　師：旭運輸株式会社
　　樋田　敬　様
会員講義
テーマ：「EMS、DHL、国際宅配便の利用法」
講　師：平林　厚美　会員（＃312）

関西支部

9月11日（土）および10月23日（土）
貿易アドバイザー試験
実力養成セミナーならびに直前対策セミナー

場　所：大阪府商工会館6階601号会議室

時間割	科目名	講　師
09:00～	受付開始	
09:30～09:40	主催者挨拶	門元則（＃321）
09:40～10:40	貿易実務（決済）	鈴木弘成（＃244）
10:40～10:50	小休憩	
10:50～11:50	貿易実務（運輸・通関）	山岡裕明（＃173）
11:50～12:40	昼食・休憩	
12:40～13:40	貿易実務（一般）	中村陽一（＃364）
13:40～13:50	小休憩	
13:50～15:20	国際マーケティング	高橋伸二（＃420）
15:20～15:30	小休憩	
15:30～17:00	貿易英語	岡田有叶（＃19）
17:00	終了	

事務方：塙　博夫（＃564）、千田昌明（＃621）

7月18日（土）
定例研修会
場　所：大阪市立男女共同参画センター クレオ大阪北
講演テーマ：「“知らなかった”では済まされない
　IFRS（国際会計基準）…国際ビジネスに与えるインパクトについて」
講　師：千田昌明会員（＃621）
参加者：29名（東海支部1名、外部3名を含む）

9月19日（土）
定例研修会
場　所：大阪市立生涯学習センター（弁天町）
講演テーマ1：「輸出管理で何をすべきか？ ー輸出管理実務について」
講　師：中西知之会員（＃608）
講演テーマ2：「国際物流環境の変化とインコタームズ EXW／DDP」
講　師：西口博之会員（＃252）
参加者：24名

AIBA　NET　論壇

2010年7月～9月の間にAIBANET上で交わされた貿易実務に関わる情報、質疑の主なテーマを抽出しました。（表題を内容が推定できるように書き直してあります）

7月
インボイスの宛先について
インコタームズ2010
輸出におけるFCAとCPTのメリット・デメリット
アリババドットコムの「貿易アドバイザー募集」
8月
タイのBOIとIPOの関係
経産省HPとAIBAHPのリンクについて
サービス産業海外進出の際の保証金
9月
インコタームズ2010（再）
タイ輸出先企業の休眠化に伴う代金回収問題
中国植物防疫所の輸入不許可とシップバック
支払い条件の英文表現方法
イラン経済制裁下の輸入代金送金の問題

アドバイザーの活動

講演・講師

1. 永野　靖夫（東京　＃068）
9/6
ジェトロ三重主催
「貿易取引入門」
於：四日市市

2. 佐藤　利光（千葉　＃144）
7/21
大阪商工会議所主催
2010年度貿易実務セミナー
銀行と上手に付き合う実務テクニックを学ぶ
「貿易代金決済と外国為替」
内容：代金決済の決済知識から国際資金決済システムの実態まで
於：大阪商工会議所

3. 平林　厚美（長野　＃312）
7/14
ジェトロ長野主催
食品輸出実務勉強会
「食品輸出商談会に向けた準備と交渉のコツ」
於：ホテルブエナビスタ・松本市
8/30
ジェトロ主催（AIBA経由）
新入社員・初心者向け　港湾見学講座
横浜港湾施設見学会
於：NVOCC、CY・CFS、横浜税関
9/10,15
ジェトロ主催（AIBA経由）
阪和興業（株）研修
横浜港湾施設見学会
於：NVOCC、CY・CFS、横浜税関

4. 門　元則（京都　＃321）
2010/4月～8月
京都橘大学非常勤講師
貿易実務セミナー

「国際ビジネス実務演習。」講義
90分間×16回
於：京都橘大学

5. 木村　徹（東京　＃347）
7/7
ジェトロ・ヒューマンリンク社主催
三菱商事グループ社員への研修
「運輸業務基礎講座」
内容：物流、ロジスティクスとSCMについて、国内物流の構造とトレンド、国際物流の構造とトレンド、輸出入の概要について
於：高知会館
7/12
日本関税協会主催
通関士試験対策講習会
「通則」
於：日本教育会館（一ツ橋ホール）
7/15,22
日本関税協会主催
通関士試験対策講習会
「品目分類」「フォローアップ演習」
於：日本教育会館（一ツ橋ホール）
9/5
日本関税協会主催（AIBA経由）
通関士試験対策直前集中セミナー
「品目分類と通則」
於：新梅田研修センター
9/12
日本関税協会主催（AIBA経由）
通関士試験対策直前集中セミナー
「品目分類と通則」
於：日本教育会館（一ツ橋ホール）

6. 中村　陽一（兵庫　＃364）
7/1～8/26　9/2～9/30
厚生労働省緊急雇用促進事業
「めざせ貿易実務検定Ｃ級合格」
於：エール学園（大阪市）
7/7
農林水産省　東海農政局　主催
「失敗事例と貿易トラブル回避の方法」
於：名古屋市　ウィル愛知
8/3
ジェトロ長崎貿易情報センター主催
「失敗事例と貿易取引トラブル回避の方法」
於：長崎全日空ホテル　グラバーヒル

7. 弓場　俊也（大阪　＃415）
7/22,29　8/5
大阪府工業協会主催
「貿易実務講座」基礎コース
於：大阪府商工会館
7/26　8/9　9/16
大阪府工業協会主催
「貿易実務講座」応用コース
於：大阪府商工会館
9/30～12/2
大阪市経済局・大阪国際経済振興センター主催
「輸出入通関実務セミナー」
於：大阪産業創造館

8. 小東　和裕（兵庫　＃416）
9/3,15
社団法人神戸貿易協会主催
貿易実務講座（基礎）
「貿易取引の始点から代金決済までの実務」
於：神戸貿易センタービル　神戸貿易協会会議室

9. 塩田　靖浩（広島　＃469）
7/6,7
公益財団法人ひろしま産業振興機構主催
国際取引実務研修
「貿易実務全般に関する研修」
於：広島県情報プラザ
7/16
ジェトロ東京本部主催
ブラジル・セミナー
「ブラジルの日本食品市場」
於：ジェトロ東京本部
7/23
広島県農産課主催
広島県産農水産品の海外販路開拓
「アジアの日本食品市場」
於：広島県庁
9/11
AIBA主催
貿易アドバイザー試験対策セミナー
於：広島YMCA

10. 柴田　篤（東京　＃508）
8/27
株式会社バベル主催（AIBA経由）
国税調査官　国際取引調査実務研修［初級］
「韓国の会計・税務」
内容：韓国の会計・税務についての入門編
於：渋谷アジアビル
9/2
株式会社バベル主催（AIBA経由）
国税調査官　国際取引調査実務研修［中級］

「韓国の会計・税務」
内容：韓国の会計・税務についての中級編
於：紀尾井町　剛同会館ビル
9/15
株式会社ウチダソリューションズ京都主催（AIBA経由）
「国際税務トピックス」
内容：最近の国際税務の重要動向についてやさしく解説
於：住友不動産新宿オークタワー

11. 岡部　健太郎（大阪　＃547）
9/30　10/1
とやま中小企業応援ネットワーク（AIBA経由）
（北陸銀行、富山第一銀行）主催
中国向け食品輸出セミナー
「中国への食品輸出に関する貿易実務」
内容：
・農林水産物の輸出実績
・売主・買主の責任とリスク管理
・契約書
・食品添加物規制
・関税と増値税
・マーケティングと主な販売先　等
於：富山国際会議場&石川県地場産業振興センター

相談・アドバイス

1. 中川　善博（三重　＃067）
7/15　8/19　9/16
ジェトロ三重主催
巡回貿易相談
於：伊勢商工会議所　松阪市産業振興センター
7/20
ジェトロ三重主催
巡回貿易相談
於：鈴鹿商工会議所
8/6　9/3,17
ジェトロ三重主催
巡回貿易相談
於：四日市商工会議所

2. 山岡　裕明（奈良　＃173）
4/26　6/28　9/27
大阪商工会議所主催
貿易相談
内容：
・輸入医薬試料の問い合わせ窓口
・ベトナム企業に加工委託し、マレーシアへ輸出する場合の留意点
・カンボジアからのL/Cにはconfirmが必要か
・フィリピン自社工場の半製品を日本に輸入して、完成品にすればmade in Japan と表示できるか？
・台湾からの果実類の輸入、日本からの加工食品の輸出上での規制
・イラン経済制裁でペルシャ絨毯の輸入代金の送金が出来ない。よい方法はないか？
・タイ向け特殊鋼輸出代金が焦げ付いた。相手企業は休眠中。債権を放棄するとしても、日本の税務署が認めるようにしたい。どうすればよいか。
於：大阪商工会議所国際部コーナー

3. 平林　厚美（長野　＃312）
7/21　8/25　9/8,29
ジェトロ長野主催
貿易相談会
於：ジェトロ長野
8/5,6
NAGANO食品輸出商談会
商談参加企業への助言
於：ホテル国際21・長野市
7/7,28　8/18　9/1,22
ジェトロ諏訪主催
貿易相談会
於：ジェトロ諏訪

4. 小堀　景一郎（兵庫　＃313）
9/2
ジェトロ神戸主催
國際ビジネス相談会
内容：
・中国語圏や英語圏の消費者が、日本の食品や特産品の中で、何を求めているか市場調査の方法
・海外のBtoBビジネスの販路拡大のための市場調査

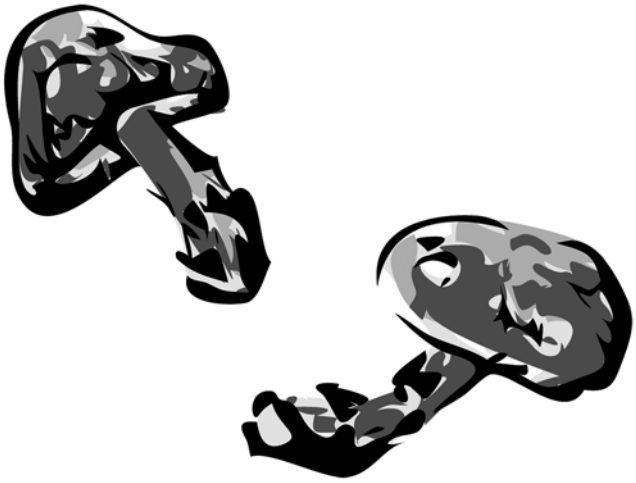

の方法
する場合の留意点
・日本と中国、中国・香港・中国における規制と留意点
於：神戸商工貿易センタービル4F
9/14
セーラー広告株式会社主催（AIBA経由）
グローカルデビュー個別貿易相談会
内容：
・欧米に輸出する上で留意すべきことや貿易実務に関すること
・光学機器の輸出に際し、具体的にどのようにしたらよいか
・パッケージ包装資材の企画デザイン・多国語翻訳データの作成・印刷について
於：新大阪丸ビル5F

5. 門　元則（京都　＃321）
7/12
大阪商工会議所主催
定期貿易相談
於、大阪商工会議所貿易相談コーナー
7/3
㈱フロリスト花匠主催
「花卉、植木、盆栽、園芸資材の輸出入」相談
・ナイジェリア国際詐欺団に関わらぬアドバイス
於：大阪府高槻市
9/8
個人相談
・円高メリットを生かしてフランスから雑貨の輸入をしたい。それを、京都四条界隈で店頭販売およびネットショップを始めたい
於：京都市内

6. 中村　陽一（兵庫　＃364）
7/8,22　8/10　9/16,30
ジェトロ神戸貿易情報センター主催
定期貿易相談
於：ジェトロ神戸貿易情報センター事務所

7. 弓場　俊也（大阪　＃415）
6/21
ジェトロ神戸主催
国際ビジネス相談会
内容：
・中国からの雑貨輸入
・中国貿易の決済方法
於：神戸商工貿易センタービル
8/6
ジェトロ神戸主催
食品輸出商談会
於：ホテルオークラ神戸
8/24
ジェトロ神戸主催
国際ビジネス相談会
内容：
・中国へのスロットルマシンの輸出
於：神戸商工貿易センタービル

8. 塩田　靖浩（広島　＃469）
7/1,8,15,22　8/5,12,19,26　9/2,9,16,23,30
公益財団法人ひろしま産業振興機構主催
海外取引相談会
於：広島県情報プラザ
7/9　8/30
鳥取県商工会連合会主催
専門家派遣事業
内容：酒類の海外販路開拓に関する相談対応
於：鳥取市内の相談企業
7/20,21　8/6　9/6,7
財団法人かがわ産業支援財団主催
海外取引相談会
於：香川産業頭脳化センター他
7/27～30
財団法人ひろしま産業振興機構主催
広島県産食品の台湾販路開拓（経産省補助事業）
内容：輸出プロモーターとして現地商談を支援
於：台湾・台北市
8/3,4
ジェトロ本部主催
食品輸出商談会
内容：海外バイヤーと国内メーカーとの商談支援
於：東京ビッグサイト
8/9
ジェトロ岡山主催
食品輸出相談会
内容：海外バイヤーと国内メーカーとの商談支援
於：岡山コンベンションセンター
8/17
津和野町長主催
津和野産品の海外販路開拓勉強会
内容：世界の日本食品事情に関する情報交換
於：津和野町役場
8/18
島根県庁主催
島根県の「国際取引支援のあり方」に関する
ワーキンググループ会議
内容：オブザーバーとして、島根県の国際取引支援施策に対するコメント提供
於：島根県庁

8/24
アドセイル主催（AIBA経由）
グローカル・デビュー・プロジェクト
内容：香川県内企業からの輸出相談対応
於：高松商工会議所
9/17～23
顧客のインド産鉱物資源の輸入商談支援
於：インド（チェンナイ、コインバートル、ハイダラバード）

9. **芳賀　淳（兵庫　＃562）**
7/23 8/6,25,27,31 9/7,10
（独）中小企業基盤整備機構主催
国際化支援アドバイス
内容：
・ベトナムでの工場設立について他
於：（独）中小企業基盤整備機構・近畿支部（大阪市中央区天満橋OMMビル11階）
8/11
大阪産業創造館　あきない・えーど　主催
海外取引相談
内容：輸入ビジネスにおけるコスト計算について
於：大阪産業創造館2階（大阪市中央区）

執　筆

1. **塩田　靖浩（広島　＃469）**
10/5出版予定
第一法規（株）
「御社の安全保障輸出管理は大丈夫ですか」を執筆（樋口禎志先生他との共著）
参照：
http://www.daiichihoki.co.jp/dh/product/025429.html

その他の活動

1. **塩田　靖浩（広島　＃469）**
7/30
日本食糧新聞4面に「人気高い日本食品、今が進出の好機。ジェトロ 対ブラジル輸出セミナー」の表題で、顔写真・講演内容を掲載
8/13
NHK広島の「お好みワイドひろしま（18:00～19:10放映）」にて、円高に関する小生のコメントを放映

著書紹介

書　名：「**国際税務の疑問点**」
共　著：編集代表　渡辺淑夫、**柴田　篤（東京　＃508）**
出版社：ぎょうせい
発行日：平成22年9月20日初版発行
価　格：税込み　7,333円
紹介文：
実務上の悩みをズバリ解決！　国境なきヒト・モノ・情報の流れと絶え間なき税金問題…。国際税務の最前線で日常的に発生する疑問点に即答する実務家必携

書　名：「**ものづくり日本の海外戦略**」
共　著：村田守弘、石川敏夫、**柴田　篤（東京　＃508）**
出版社：千倉書房
発行日：平成22年9月30日初版発行
価　格：税込み　2,625円
紹介文：
中小企業がとるべき道は輸出か、進出か―生き残るには変われ！　中小企業といえども、海外に出れば「日本企業」。進出先各国の課税当局は税金取立ての機会を厳しく追及してきます。本書は各国（特にアジア諸国）の様々な税制について具体的な事例を紹介し、そこからヒントを提示します。キーワードは…
・海外に子会社を設立する場合→移転価格税制
・日本から海外に進出する場合→関税
・さらには中国、韓国が優位に立っている非関税障壁

理事会議事録（抄録）

第91回AIBA理事会
日　時：2010年7月24日（土）14：00-17：00
場　所：東京都千代田区外神田1-1-5　昌平橋ビル2階会議室
出席者：理事8名および監事2名（敬称略）
理事：網谷、渡辺、釜堀、寺尾、奥村、熊本、高梨、岩田、
監事：柴田、伊東

議題
以下の議題が上程されて承認された。
1. 平成22年度（2010年度）AIBA運営方針再確認（理事長）
2. 平成22年度（2010年度）理事会・会員総会　開催長期日程（事務局長）
原則として奇数月の第3土曜日とし、次回の理事会はその都度、確認する。
12月および5月の定例理事会には支部長理事も出席すること。
2010年7月24日（土）、9月18日（土）、
11月20日（土）、12月18日（土）
2011年1月15日（土）、3月19日（土）、
5月21日（土）
6月18日（土）会員定時総会
3. 新年度本部理事の担当役割分担（理事長）

4. 事務局・試験事務局3理事と平成22年度業務委託契約更新の件（理事長）
事務局3理事との業務委託契約を昨年と同条件で更新する。
5. 「AIBAだより」の編集業務につき、業務委託契約の更新の件（事務局長）
川村慎吾会員と委託業務契約を更新する。
6. 会員名簿・AIBA-NET及びAIBA-HPのメインテナンス業務並びに会員ロゴ入り名刺発注業務につき、業務委託契約締結の件（事務局長）
櫻井正文会員と業務委託契約を締結する。
7. （緊急討議案件2件）
①北陸銀行セミナーの件（事業本部長）
中国向け食品セミナーに講師を派遣する件が寺尾理事より報告された。
②EEPC（エジプト輸出促進協会）対日市場調査年間契約引き受け依頼の件（理事長）
熊本理事が窓口として、担当することとなった。

以下、報告事項：—

8. 貿易アドバイザー試験第3年度の問題作成委員任命並びに実力養成セミナー各会場毎の　講師・事務方決定の報告（副理事長）
9. AIBA認定貿易アドバイザー試験準備状況（運営委員長）
10.
Ⅰ．ジェトロ入札・公募案件の現況および見通し
「貿易・投資相談Q&A」および「商品別Q&A」の更新業務一式について、（高梨理事が報告）。
Ⅱ．ジェトロ関連研修事業（寺尾理事が報告）
①阪和興業・ジェトロ　3港・港湾施設見学研修
②ジェトロ本部主催　横浜港施設見学会
③コラボレート研究所の初心者向け貿易実務研修について、講師派遣案件を受注。
④経済産業省「安全保障貿易管理」HPとAIBA-HPとの相互リンクが実施された。
Ⅲ．内部研修（岩田理事が報告）
過去の実績および今後の予定について、報告があった。

第92回AIBA理事会

日　時：2010年9月18日（土）14：00-17：00
場　所：東京都千代田区外神田1-1-5　昌平橋ビル2階会議室
出席者：理事10名および監事1名（敬称略）
理事：網谷、渡辺、釜堀、寺尾、井上、奥村、大河内、岩田、高梨、熊本
監事：伊東

議題

1. EEPC（エジプト輸出促進公社）との日本市場調査協力契約承認の件（熊本理事）
熊本理事より契約（案）の内容について、概要が説明された。調査項目や報酬について、議論されたが、EEPCとの市場調査契約の締結を承認した。
2. ジェトロ貿易投資相談Q＆A
「国別」更新作業第一期納品状況報告（高梨理事）
第1期納品期限の件数はクリアしており、計画通り推移していると報告があった。
3. AIBA認定貿易アドバイザー試験2010　実力養成セミナー及び直前対策ゼミ実施状況　中間報告（井上隆彦理事）
井上理事よりセミナーの実施状況について、9月18日現在、セミナーの受講者数はほぼ昨年並みの進捗状況で推移しているとの中間報告があった。
4. 事業本部近況報告事項（各理事より報告）
寺尾理事：オンライン講座「貿易実務マガジン」用特集記事の原稿執筆業務について、現況が報告された。
網谷理事長：グローカルデビュープロジェクトの現況が報告された。2010年度も中小企業庁／日商から委託事業として、受注した。
大河内理事：ジェトロ企画の研修講師の派遣（港湾見学研修）、民間企業向け、研修事業の講師派遣の報告。
渡辺副理事長；大手化学品メーカー向け、貿易実務の講師派遣案件が進行中である。
また、ジェトロの輸出有望案件発掘支援事業には来年度も引き続き注力して行きたい。
熊本理事：展示企業N社へのアドバイス、コンサルティングについて、中間報告があった。
岩田理事：首都圏勉強会について、7月、9月の実施状況及び10月、11月の予定を報告。

〈編集後記〉

★猛暑の長い夏が9月初旬まで続き、ようやく秋到来と思っていたところ、尖閣諸島での中国漁船と海上保安庁の船の衝突事件及び関連した中国の非難と難題。次いでジャスティスの象徴とも思われていた検察の度重なる不可解な行動…と心理的暑苦しさが秋になっても続いている。
悔しさを感じると共に自らの常識の甘さに気付き自信喪失にもなってしまいました。

★今号はインコタームズ改訂に関連したテーマに投稿が集中しました。「インコタームズ2010詳説」とも言うべきものを掲載すべきところ編集上の都合で見送ってしまいました。次の59号（1月号）で考えたいと思います。

★「アドバイザーの活動」欄は他の会員の参考や刺激になると同時に外部への売り込みにもなると考えて続けています。今号では4ページにも亘るものになっています。
内容についての説明を加えて頂き、よりヴィヴィッドな情報を提供するように投稿者にお願いしています。

★編集が仕上がったところで今号全体を見てみると、認定アドバイザー試験やAIBAの活動内容に関する記事が多くなっており、外部の方や受験を考えている方への案内として配布するのに最適なものになっています。　（SK）

ジェトロより出版

「輸出のすすめ方」
平成18年10月初版発行

「輸入のすすめ方」
平成21年4月第5版発行

著者：永野 靖夫
http://www.bouekitenbou.com

「ものづくり日本の海外戦略」

平成22年10月初版発行
著者：村田守弘、石川敏夫、＃508柴田篤

千倉書房　2,625円（価格　税込み）

中小企業がとるべき道は輸出か、進出か…
生き残るには変われ！

中小企業といえども、海外に出れば「日本企業」。進出先各国の課税当局は税金取立ての機会を厳しく追及してきます。本書は各国（特にアジア諸国）の様々な税制について具体的な事例を紹介し、そこからヒントを提示します。
キーワードは…

★ 海外に子会社を設立する場合→移転価格税制
★ 日本から海外に進出する場合→関税
★ さらには中国、韓国が優位に立っている非関税障壁